

Tax

IssueP369 – 2023年1月12日

日本語翻訳版

Tax Analysis

2023年度「関税調整方案」と
「両用物品・技術の輸出入許
可証管理目録」の公布

2022年12月28日、国务院関税規則委員会は2023年度関税調整方案（税委会公告2022年第11号）を公布し、2023年1月1日から、一部貨物の輸出入関税と税番・品目を調整した。今回の調整は、国の政策を確実に実施し、関税を国内・国際双循環の接続点として新しい発展をサポートし、医療用品・質の高い消費財・エネルギー資源・電子情報製品などの輸入拡大を通じて、国内外の資源・市場を統合することを目的としている。当方案の実施に向けて、税関総署は「税関総署公告2022年第135号」を公布し、輸出入租税政策に係わる税番申告要求、正しい品目・税率・申告要素の検索、関税分類決定、行政ルーリングなどの執行について詳細な規定を定めた。

また、2022年12月30日、商務部と税関総署は2023年度の「両用物品・技術の輸出入許可証管理目録」（以下、「2023年度『管理目録』」）。商務部公告2022年第42号を参照されたい）を公布し、2022年度の「管理目録」に対して調整を行った。2023年度「管理目録」は2023年1月1日から施行される。

2023年度関税調整方案

1020品目に対する輸入暫定税率の適用

2023年度関税調整方案の重点の一つは、一部輸入商品に対して最恵国税率より低い暫定税率を適用することである。2023年において、中国は1020品目（関税割当制度の対象品目を含まない）に対して輸入暫定税率を適用する。その内、80%以上の商品は消費財・コモディティ・設備及びコア部品・化学工業用原材料及び製品などの業界・分野に集中している。

Author :

Zhang, Dolly

Partner

Tel : +86 21 6141 1113

Email : dozhang@deloitte.com.cn**Chen, Roger**

Director

Tel : +86 21 2316 6922

Email : rogechen@deloitte.com.cn**Zhu, Steven Chun**

Manager

Tel : +86 23 8823 1992

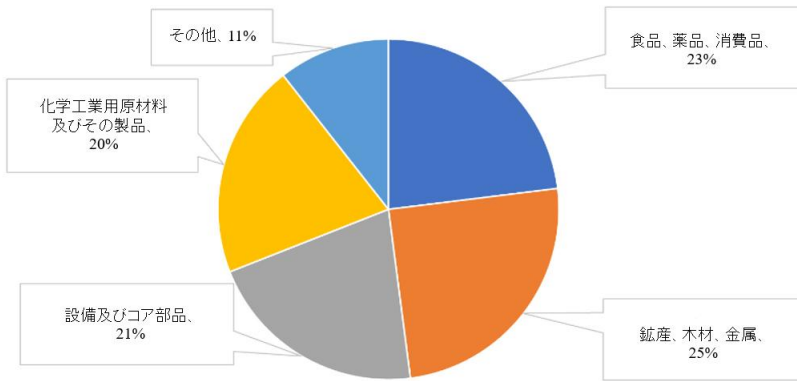
Email : stezhu@deloitte.com.cn**Xie, Sylvia**

Manager

Tel : +86 21 2316 6753

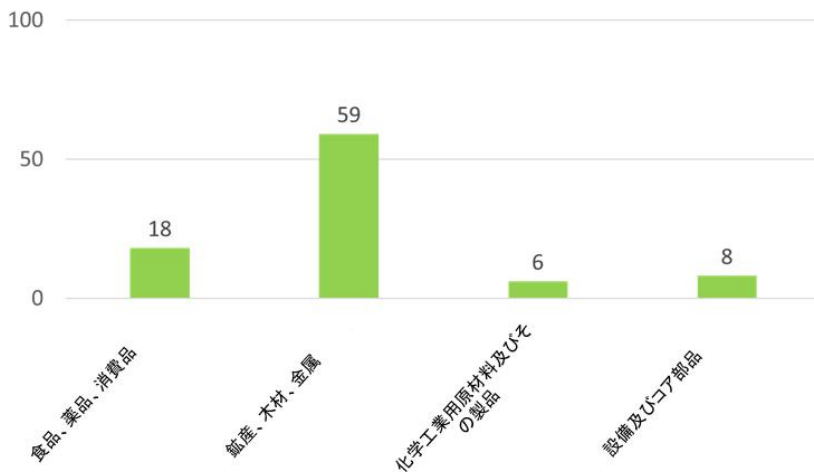
Email : syxie@deloitte.com.cn

2023年度暫定税率の対象品目の分布



2022年と比べて、2023年度の輸入暫定税率適用品目は、91品目の新規増
加、25品目の撤廃、20余りの品目に対する輸入暫定税率の引き下げ、及びごく
僅かな品目に対する輸入暫定税率の引き上げがあった。

2023年度における新規増加の暫定税率の対象品目の分布



- 抗がん剤、新型コロナウイルス感染症の治療薬に対する国民の需要に応え、患者の経済的負担を軽減するため、中国は一部の抗がん剤原料、新型コロナウイルス感染症の治療薬原料、がんの疼痛治療薬に対してゼロ関税を適用する。例えば、税番 2933.4900 の抗がん剤原料（マレイン酸ピロチニブ）に対し、最恵国税率は 6.5% であり、2023 年の輸入暫定税率は 0% である。
- 医療器械商品の輸入を促進し、先端医療技術を導入し、中国企業のイノベーションの活性化を後押しするため、義歯・ステント型脳血栓回収機器・人工心臓弁などの 13 品目の医療機器用品に対してより低い輸入暫定税率を適用する。例えば、税番 9021.3900 の人工心臓弁に対し、最恵国税率は 4% であり、2023 年の輸入暫定税率は 1% である。
- 商品消費のアップグレード傾向に順応し、住民の消費需要を満たし、消費財の品質を向上させるため、乳幼児向けの混合食品、冷凍タラ、カシューナッツなどの食品に対してより低い輸入暫定税率を適用し、コーヒーメーカー、ジューサー、ヘアドライヤーなどの小型家電の輸入関税率を引き下げる。例えば、税番 0801.3100 の殻つきカシューナッツに対し、最恵国税率は 20% であり、2023 年の輸入暫定税率は 5% である。

For more information, please contact:

**Tax & Business Advisory
Transfer Pricing Services
National Leader**

Lily Li
Partner
Tel : +86 21 6141 1099
Email : lilyxcli@deloitte.com.cn

National Deputy Leader

Shu Tian
Partner
Tel : +86 10 8534 2338
Email : shutian@deloitte.com.cn

**Customs and Global Trade Services
National Leader/Northern China**

Yi Zhou
Partner
Tel : +86 10 8520 7512
Email : jchow@deloitte.com.cn

Eastern China

Liqun Gao
Partner
Tel : +86 21 6141 1053
Email : ligao@deloitte.com.cn

Southern China

Janet Zhang
Partner
Tel : +86 20 2831 1212
Email : jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel : +86 23 8823 1208
Email : ftang@deloitte.com.cn

- 製造業の質の高いイノベーションと発展を促進するため、ニオブ酸リチウム、燃料電池用酸化イリジウム、風力発電機用軸受などの製品に対してより低い輸入暫定税率を適用する。例えば、税番 2841.9000 のニオブ酸リチウムに対し、最恵国税率は 5.5% であり、2023 年の輸入暫定税率は 2% である。
- 国際経済情勢の変化に対応するため、コモディティの価格変動による圧力を軽減し、カリ肥料に対してゼロ関税を適用し、一部の木材及び紙製品などに対してより低い輸入暫定税率を適用する。例えば、税番 3104.9090 のその他のカリ肥料（鉍物性肥料及び化学肥料）に対し、最恵国税率は 3% であり、2023 年の輸入暫定税率は 0% である。また、一部の紙製品に対し、2023 年において、輸入暫定税率を適用し、或いは輸入暫定税率をゼロに引き下げる。
- クリーンエネルギー、カーボンニュートラル等の政策の精神に則って、2023 年 4 月 1 日から、7 品目の石炭製品に対する 0% の輸入暫定税率を廃止し、3%~6% の最恵国税率を適用する。モンゴル、ロシア、アメリカ及びカナダ等を含む主要石炭生産地からの商品の輸入が影響を受けると想定される。

高水準の自由貿易ネットワークの整備の推進

- 「地域的な包括的経済連携協定」（RCEP）が 2022 年に正式に発効して以来、2022 年 11 月現在、中国と RCEP 加盟国の間の輸出入総額は前年同期比 7.9% 増の 11.8 万億人民元であり、中国の対外貿易総額の 30.7% を占めている。RCEP アレンジメントにより、2023 年 1 月 2 日からインドネシア原産の一部の製品に RCEP 協定税率が適用され、協定発効後、インドネシアからの一部の輸入製品はゼロ関税が適用される。
- その他締結済みの自由貿易協定と特惠貿易協定に基づき、2023 年において、中国は 19 協定における 29 カ国・地域原産の一部商品に対して協定税率を適用する。その内、中国とニュージーランド、ペルー、コスタリカ、スイス、アイスランド、韓国、オーストラリア、パキスタン、モーリシャス、カンボジアとの間に締結された自由貿易協定及びアジア太平洋貿易協定に基づき、2023 年において税率の更なる引き下げを実施する予定である。中国と ASEAN、チリ、シンガポール、グルジアとの間に締結された自由貿易協定、中国本土と香港、マカオ、台湾地域との間に締結された CEPA、ECFA に基づく税率の引き下げが既に実施済みであり、2023 年において、協定税率の引き続き適用が想定される。

その他の税率調整

- 情報技術製品のグローバルサプライチェーンの安定を維持し、中国における川下産業の製造コストを削減するため、「情報技術協定」の拡大合意で定められた通り、62 品目の情報技術製品に対して、第 8 段階の最恵国関税率の引き下げを実施する。
- 中国は合計 106 品目の商品の輸出に対して輸出関税を徴収する。2023 年において、67 品目の商品に対して輸出暫定税率を適用し、残り 39 品目の商品に対して輸出関税率を適用する。その内、2023 年 1 月 1 日から、一部のアルミニウムとアルミニウム合金商品に対する輸出暫定税率の適用を廃止し、或いはその輸出暫定税率を引き上げる。

2023 年版の「両用物品・技術の輸出入許可証管理目録」

「両用物品・技術¹」は主に核、核両用物品・技術、生物両用物品・技術、化学両用物品・技術、監督規制化学品、ミサイル関連物品・技術、易制毒化学品²、商用暗号製品等の品目を含む。商務部は税関総署と共同で「両用物品・技術の輸出入許可証管理目録」を制定・公布する。「管理目録」に記載された両用物品・技術を輸出入する場合、両用物品・技術の輸出入許可証を申請しなければならない。2023 年版「管理目録」の主な変更点は以下の通りである。

新規追加品目（輸出許可証管理目録）

2022 年版の管理目録と比べて、2023 年版の「管理目録」では、輸出許可証管理目録に 7 品目（化学品及び関連設備・技術（1 品目）、特殊民用物品・技術（6 品目））が新規追加されている。行政機関が「商務部公告 2021 年第 46 号」、「商務部・税関総署・国家国防科技工業局公告 2022 年第 31 号」等の書類を公布し、上述の 7 品目に対して、2022 年 4 月又は 12 月から輸出管理を開始した。2023 年版「管理目録」における上述の変更は、これを受けての措置である。

¹ 民生と軍事の両方に運用できる物品・技術

² 麻薬製造に使用できる化学物質

商品の名称及び記述に対する修正（輸出許可証管理目録）

2023年版「管理目録」では、2022年版の商品名称・記述に対して修正を行った。修正対象は、主に輸出許可証管理目録における核輸出管理対象物品・技術である原子力用炭素・黒鉛材料、溶解器等の5品目である。

製品のHSコードに対する修正（輸入許可証管理目録・輸出許可証管理目録）

2023年版「管理目録」は、2023年度税関調整方案に応じて、関連商品のHSコードを更新した。以下の16品目に対してコードの変更・簡素化・細分化などの調整を行った。

- 輸入許可証管理目録における監督規制化学品（2品目）
- 輸出許可証管理目録における監督規制化学品（2品目）と核両用物品・技術（12品目）

関連法規により、両用物品・技術輸出入許可証を年度を跨いで使用する場合、翌年の3月31日までしか使用できず、3月31日以降の残り有効期間について、新しい許可証を発行してもらう必要がある。従って、2023年版「管理目録」の発効前に、HSコードの調整対象品目に属する商品について、調整前のHSコードで両用物品・技術輸出入許可証の発行を受けた場合、当該許可証は有効期間内において、2023年3月31日までしか使用できない。3月31日以降、調整前のHSコードで発行を受けた両用物品・技術の輸出許可証は、有効期間内であっても使用できなくなる。

アドバイス

2022年12月に開催された中央経済会議において、経済発展に対する輸出の後押し効果を引き続き発揮すると同時に、先端技術、重要設備、エネルギー資源などの輸入を積極的に拡大する方針が明確に掲げられた。従って、関税や輸出入規制などを含む輸出入貿易政策手段は、経済や民生においてますます重要な役割を果たすことが予想される。この背景下で、関連する企業は関税調整方案、両用物品・技術の輸出入許可証管理目録などの輸出入に関する政策の動向に留意し、政策の変更による影響を積極的に評価し、コンプライアンス上の課題と潜在的な発展機会を考慮した上で、対応する事業計画を策定することが推奨される。

時代の変化に適応：輸出入申告に関する実務のタイムリーな更新

輸出入業務に従事する企業は、2023年の関税政策と税関による実務関係の通達に留意し、輸出入申告の税番、税率、原産国などの情報を適時に再確認、更新、調整する必要がある。その内、通関申告で記入するHSコードは最新版のHSコードに、関連政策の適用範囲は2023年版関税調整方案や輸入段階の増徴税・消費税などに関する最新政策に、それぞれ準拠する必要がある。また、関連する企業は、品目変更などにより失効した商品分類決定や行政ルーリングリストに関する最新情報に留意する必要がある。

内部統制の整備：関税分類コンプライアンス体制の強化

関税分類は輸出入税率、貿易管理、許可証管理の基礎である。近年、税関は税番・価格・原産地などの税務要素の申告管理の規範化を推進している。関連する企業は、関税分類コンプライアンスを管理体制に組み込み、定期的に関税分類をレビューし、事前教示、自主開示などの制度を活用してリスクを管理する必要がある。輸出量が多く、取扱品目数が多い企業は、関税分類に用いられるマスターデータの管理を強化するために、情報化ツールの活用を検討することが推奨される。

留意点として、両用物品について、「管理目録」に記載された「対象商品の範囲」は、具体的な商品名称と記述に準拠すべきであり、「対象商品の範囲」について記載されたHSコードは通関申告時の参考のみ供するものである。両用物品の関税分類、特に管理目録にHSコードが明記されていない品目については、「主観的過錯³」がないことを前提として、両用品の輸出入許可証管理に関する規定への違反を回避するために、管理目録に記載された商品の名称・記述に基づき、企業の取扱商品を慎重にレビューする必要がある。

安定的・持続可能な発展の確保：サプライチェーンの統合と最適化

³ 法律上及び道徳上、回避されるべき行為を行うにあたり行為者を支配する故意又は過失の状態を「過錯」と言う。

一部の輸入品に対して最恵国税率を下回る輸入暫定税率を適用することは、2023年の関税調整方案の重点の一つである。輸入暫定税率の適用は、国が奨励する産業の発展方向性、及び租税公課削減という施策方針に合致する。企業は、業界の特徴と自社の実情を踏まえて、可能な限り暫定税率の適用を求め、取り扱う輸出入商品または現地化商品の種類と数量について合理的な計画を策定し、サプライチェーンとバリューチェーンの配置を最適化する必要がある。例えば、一部のアルミニウム製品の輸出関税の引き上げに伴い、自社製品に関する輸出業務の比率を調整し、国内市場の開拓を優先させることが推奨される。

変化に応じた柔軟な対応：関税方案の改正への積極的な参加

国务院関税規則委員会は毎年、中国の産業・貿易発展の現状を踏まえた上で関税実施方案を改正し、調整する。政策調整を求める意欲が高い企業（例えば、業界における一部のリーディングカンパニーなど）は、企業自身の合理的な要望を税関や産業所轄機関に反映することができる。特に、輸出入租税政策が産業発展の実情に合わない場合、または政策の意図と実施に矛盾が生じる場合、関連する企業は積極的に問題を反映し、産業の健全な発展を可能にする合理的な租税政策を求めることが推奨される。

流れを見極める長期的な計画の立案：RCEP、自由貿易協定ネットワークの活用

インドネシアにおけるRCEP協定の正式発効により、RCEP加盟国のうち承認手続きを完了していないのはフィリピンのみとなり、東アジア・東南アジア地域の経済一体化が新たな段階を迎えることとなる。企業は海外市場でより多くの発展機会に恵まれる一方、協定税率及び原産地ルールがより複雑になっていくことが想定される。企業は、自社のサプライチェーン及びバリューチェーンの状況を踏まえ、RCEPとその他の自由貿易協定、国内の自由貿易区などの政策、及び原産地ルールなどを総合的に考慮する上で、事業計画の最適化を行い、サプライチェーンにおける分業の潜在的な価値を向上させ、自由貿易協定による各優遇措置を十分に享受することが推奨される。具体的な実施について、企業は自動化ツールを用いて自由貿易協定の情報への即時アクセスと合理的な適用を実現し、特惠原産地証明書とプロセスのコンプライアンス管理を最適化し、業務効率を更に向上させることができる。

デロイトグローバルトレードサービスチームは、デロイトのグローバル専門家ネットワークの活用により、グローバルサプライチェーン管理を深掘りし、企業にグローバル貿易に関するプロフェッショナルサービスをご提供いたします。また、特定の政府監督管理政策の変動について潜在的な影響を識別し、且つ積極的に潜在的な影響に対応いたします。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact the regional leaders:

Deloitte China Tax Managing Partner

Victor Li
Partner
Tel : +86 755 3353 8113
Fax : +86 755 8246 3222
Email : vicli@deloitte.com.cn

Northern China
XiaoLi Huang
Partner
Tel : +86 10 8520 7707
Fax : +86 10 6508 8781
Email : xiaoli Huang@deloitte.com.cn

Eastern China
Maria Liang
Partner
Tel : +86 21 6141 1059
Fax : +86 21 6335 0003
Email : mliang@deloitte.com.cn

Southern China
Jennifer Zhang
Partner
Tel : +86 20 2885 8608
Fax : +86 20 3888 0115
Email : jenzhang@deloitte.com.cn

Western China
Frank Tang
Partner
Tel : +86 23 8823 1208
Fax : +86 23 8857 0978
Email : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", "Tax News", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

National Tax Technical Centre

Email : ntc@deloitte.com.cn

Managing Partner/Northern China

Julie Zhang

Partner

Tel : +86 10 8520 7511

Fax : +86 10 6508 8781

Email : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner

Tel : +86 21 6141 1262

Fax : +86 21 6335 0003

Email : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner

Tel : +86 28 6789 8008

Fax : +86 28 6317 3500

Email : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (中国本土)

German Cheung

Director

Tel : +86 20 2831 1369

Fax : +86 20 3888 0115

Email : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (中国香港)

Doris Chik

Director

Tel : +852 2852 6608

Fax : +852 2543 4647

Email : dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

华北地区

北京

浦野 卓矢

Partner

Tel : +86 10 8512 5524

Email : turano@deloitte.com.cn

华东地区

上海

板谷 圭一

Partner

Tel : +86 21 6141 1368

Email : kitaya@deloitte.com.cn

华东地区

上海

中野 隆正

Senior Manager

Tel : +86 21 3313 8800

Email : tnakano@deloitte.com.cn

华南地区

广州

左 迪

Partner

Tel : +86 20 2831 1309

Email : ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at cimchina@deloitte.com.hk.

デロイトについて

Deloitte China（デロイト中国）は、中国の改革開放と経済発展に貢献するリーディングカンパニーとなることを長期的なコミットメントとし、統合的なプロフェッショナルサービスを提供しています。デロイト中国は、中国のパートナーによって所有され、グローバルにつながりながら、ローカルに深く根ざした現地会社です。中国の 30 都市において 2 万人以上のプロフェッショナルを擁し、世界トップレベルの監査・保証、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、ビジネスアドバイザー、税務サービスをワンストップでお客様に提供しています。

デロイト中国は、誠実さをもってサービスを提供し、品質を維持し、革新に努めています。プロフェッショナルとしての卓越性、業界を超えた洞察力、インテリジェントなテクノロジーソリューションにより、様々な分野のクライアントやパートナーが機会を捉え、課題に取り組み、世界レベルの高品質な開発目標達成を支援します。

Deloitte（デロイト）ブランドは 1845 年に誕生し、1978 年から使用する中国語名「德勤」は誠実さ、勤勉さ、卓越性を表しています。デロイトのメンバーファームのプロフェッショナルネットワークは、現在 150 以上の国や地域に広がっています。Deloitte（デロイト）は、「To make an impact that matters」という企業ミッションのもと、資本市場に対する社会の信頼を高め、顧客の変革と成功を支援し、より強い経済、より公平な社会、持続可能な世界の実現に向けた道を切り拓いていきます。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュートーマツリミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数指します。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける 100 を超える都市にてサービスを提供しています。

詳細は、<http://www.deloitte.com/cn/about> をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、私どもはいかなる（明示的或いは暗示的）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなる DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しても責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2023. For information, contact Deloitte China.